

2024（令和6）年度 点検・評価報告書

東京薬科大学

はじめに

東京薬科大学では、教育研究活動に関する内部質保証推進の一環として、点検・評価報告書を毎年度公開することとしている。先に本学は、(公財)大学基準協会による2020(令和2)年度大学評価(第3期認証評価)を受審し、同協会の定める大学基準に適合しているとの認定を受けた。そこで本報告書では、認証評価の対象となった2019(令和元)年度を起点とし、前年度からの変更、あるいは当該年度の重点的取り組み事項を抽出した後、それらに基づく差分評価として当該年度を検証し総括した。

なお、報告書作成にあたり、全学的教学マネジメントを担う自己点検・評価、内部質保証委員会が、大学基準協会の定める点検・評価項目に基づき自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめた。

●本報告書の評価対象年度

2024(令和6)年度：2024(令和6)年4月1日～2025(令和7)年3月31日

●東京薬科大学 内部質保証のための方針

<https://www.toyaku.ac.jp/about/disclosure/evaluation/#anc-02>

●東京薬科大学 事業計画書、事業報告書

<https://www.toyaku.ac.jp/about/disclosure/finance/>

2024(令和6)年度に実施された変更または新たな取り組み

基準1 理念・目的
点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。 【薬学部】2024年度入学生からの1学科制（薬学科）移行を機に「教育研究上の目的」を見直し、人材育成に加えて「薬学における教育と研究を通じて社会に貢献すること」を明記した。そして、目的に適う「育成する人材像」を新たに設定し、「3つのポリシー」を人材像に整合して一貫性のある内容に改定した（2024年度以降入学生）。
点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。 【薬学部】「教育研究上の目的」を見直し（上記①参照）、東京薬科大学学部学則（第3条2、令和6年4月1日改正）に明示した。また、「育成する人材像」と改定「3つのポリシー」を本学ホームページ及び授業計画（シラバス）にて公表し（2024年度以降入学生）、周知した。
点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。 中長期計画 TOUYAKU150に基づき、2024年度事業計画を「法人組織・理事会機能の強化」、「大学組織力の強化（財務戦略・人事戦略）」、「選ばれる大学（教育・研究の質向上・学生支援・社会貢献）」、「リスクマネジメントの強化」、「全学的なDX関連事業の推進」の“5つの柱”に落とし込み、大学の理念・目的を実現するために具体的な施策を設定した。

基準 2 内部質保証	
点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。
点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	長期的な視点から内部質保証の持続的かつ効果的な活動を考慮し、自己点検・評価、内部質保証委員会構成メンバーを見直し、委員の世代交代により体制強化を図った。
点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価者を交えた「自己点検・評価、内部質保証（拡大）委員会」による総括評価の結果を次年度事業計画/予算編成に反映させ、PDCA サイクルを適正に機能させた：2025 年度事業計画・Ⅲ選ばれる大学（教育・研究の質向上）に「アセスメントプランに基づき教育プログラムの適切性を点検・評価し、また、IR 活動等を強化して実効性を伴った教学マネジメントシステムを確立する」旨が掲げられた。 全学自己点検・評価、内部質保証委員会から生命科学部自己点検・評価、内部質保証実施委員会に対して「卒業コンピテンス・コンピテンシー調査の実施」を提案し、検討の結果、生命科学部においても当該調査を実施するとともに、付随するコンピテンシー・授業科目対応表を更新することとした（2025 年度開始予定）。 「在学生要望調査」を活用する取り組みにおいて、大学側の対応実績をフィードバックすることにより内部質保証システムの PDCA サイクルが有効に機能し、通学バスの増便や昼食提供環境の改善など、学生支援活動が学生の実感を伴って結実した。 第Ⅱ期専門分野別認証評価（薬学教育評価機構 2023 年度受審）において指摘された助言 11 項目及び改善すべき点 5 項目について、薬学部自己点検・評価、内部質保証実施委員会が中心となり手続きどおり対応を進めた。 薬学教育評価機構からの受審後アンケート及びインタビューに応じ、意見交換等を介して薬学教育評価の改善・向上に協力し、また、本学の内部質保証システムを再点検した（機構：総合評価評議会議長、評価委員会 2023 年度委員長及び 2024 年度委員長、本学：学長、薬学部長、全学内部質保証委員長、薬学部内部質保証実施委員長）。
点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。
点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価、内部質保証委員会活動における 2024 年度重点項目として、アセスメントプランの再構築、institutional research (IR) 活動の充実化、及び点検・評価報告書作成の効率化を掲げ、その改善・向上に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ○アセスメントプランの再構築 主な改良点として、外部機関によるアセスメントテストの活用、評価指標の合理化、定量的観点の導入を図った。新入生を対象にアセスメントテストを試行した。 ○IR 活動の充実化 アセスメントプラン（測定項目）に対応するデータの収集と管理・分析に資する環境整備を行った。また、学生の“アンケート疲れ”を考慮し、アンケート調査の現状（数、種類、

時期など)を調査してIR推進会議と共有した。

○点検・評価報告書作成の効率化

事務局事業報告書の作成時に「大学基準に係る新規取組み調査」を実施し、作業の簡略化を図った。フォーマットの共有など、抜本的な対応が必要である。

- ・「在学生要望調査」は、本学の教育研究活動に対する要望や感想、意見・評価を募り、種々施策への検証に寄与している。2024年度から、前年度の調査結果に対する大学側の対応実績を明確にフィードバックすることとした。これにより、大学運営に対する学生の関心が向上することを期待した。
- ・自己点検・評価、内部質保証委員会2025年度重点目標を「内部質保証の更なる学内浸透」とし、毎年度実施している自己点検・評価を継続しつつ、2027年度に受審予定の大学機関別認証評価を有効に活用するために、内部質保証活動の一層の浸透を図ることとした。

基準3 教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

- ・全学の研究活動を推進するため、研究支援体制の更なる充実に向けて研究推進機構の組織再編を行った。

[研究推進機構]

活動全般に対して助言等を行うエグゼクティブ・アドバイザー（特命教授）を配置した。

■総合先端研究部門

学長ビジョンに基づき“3つの研究拠点”を新設し、規程を整備するとともに運営委員会を設置した。

○臨床薬学研究センター：医療機関と連携し、薬物療法の開発及び適正化に取り組み、臨床薬学研究を推進する。

○未来創薬研究所：アカデミアのシーズとビジネスの視点を一体的に扱い、社会実装につなげる枠組みを構築していく。開所記念シンポジウムを開催した（2025年3月）。

○プラネタリーヘルス研究コア：プラネタリーヘルスの啓発を兼ねてキックオフシンポジウムを開催した（2024年9月）。エコプロ2024に出展した（2024年12月）。

■研究施設・機器管理部門

中央分析センター、実験動物施設、RI共同実験室、バイオセーフティ実験室

教育・研究活動の充実や研究資源の有効活用に向けて、設備の更新や学外利用者への開放について協議した。

■イノベーション推進部門

university research administrator (URA) や知財担当者が参画して外部資金獲得支援、知財管理、アウトリーチ活動を実践し、研究者の研究成果の発信や社会実装に向けた活動を行った。創薬エコシステムでは年2回シンポジウムを開催し、交流会での大学院生（SPRING事業 BUTTOBEプロジェクト）による研究発表など、製薬企業関係者と大学教員・学生が対話する場を提供し、イノベーション創出に取り組んだ。

- ・薬学部は2024年度入学生から男女共学1学科制（薬学科）へ移行した。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学長からの「生命科学部の将来構想」に係る指示を受け、「学部体制と人員計画」等について答申した（生命科学部教授会）。

基準 4 教育課程・学習成果

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【薬学部】2024年度入学生からの1学科制（薬学科）移行を機に「卒業認定・学位授与の方針」を改定し、本学ホームページ、授業計画（シラバス）等で公表した（2024年度以降入学生）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【薬学部】2024年度入学生からの1学科制（薬学科）移行を機に「教育課程編成・実施の方針」を改定し、本学ホームページ、授業計画（シラバス）等で公表した（2024年度以降入学生）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（MDASH）/リテラシーレベル・応用基礎レベル（文部科学省）に認定され、当該教育の体系的な取り組みを確認した。

【薬学部】薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）に基づき、2024年度入学生から新教育課程の運用を開始した。すなわち、「臨床実践能力と研究能力を備えた薬剤師の養成」を目指し、医療薬学、創薬学、衛生薬学を包括し、その上で学生の多様な個性や能力を伸ばす柔軟な教育を可能とする教育課程を開始した。

【薬学研究科】次世代がん医療を担う多職種人材養成プラン講義科目のうち、本学「薬物治療学特論」への単位読み替え対象となる科目を2科目から4科目へ、「医薬品情報学特論」の場合は2科目から3科目へ拡張し、社会人大学院生による履修選択の幅を広げた。

【生命科学部】2024年度入学生から、実習の効率化とより高い教育効果を目指した新実習カリキュラムの運用を開始した。

・「未来創薬人養成プログラム」が開始2年目を迎え、当該プログラム修了認定に必須となる選択科目「分子生命科学 IX（医薬品化学）」（3年前期）、「生命科学 VII（アドバンス薬理学）」（3年後期）及び「生命科学 VIII（アドバンス薬剤学）」（3年後期）を新たに開講した。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【薬学部】新教育課程における学生の多様な学び（興味、意欲、学力）を尊重する「コース・プログラム選択制」の導入を前提に、主要な薬学3分野を包括する1学科制（薬学科）へ移行した。それにより履修科目や卒論教室配属における選択の自由度を改善するとともに、過密な授業スケジュールを修正する機会とした。

・「コース・プログラム選択制」においては、感染症や漢方・生薬、医療データサイエンス、創薬基盤科学など、12コース・39プログラムを採択し、2024年度は1年次生向け10プログラムを開講した。また、通常の卒論研究に先んじて2・3年次から研究活動を開始する「未来薬学創造研究コース」では開講予定13教室に対して2025年度2年次生18名の配属が決定した。

○「コスメアーリーエクスポージャー」（1年次自由科目）では、花王株式会社すみだ事業

場・花王ミュージアム、及び株式会社コーネル製品開発研究所・先端技術研究所にて企業見学を行った。

- 新教育課程では、授業内容だけでなく、学習スケジュールについても学生が主体的に管理できるよう、時間割を大幅に修正して時間的余裕を確保した。そのために、実授業時間の効率化（1単位時間見直し）、授業科目数の削減（科目的整理・統廃合、授業時間延長/90分授業導入）、科目単位数の再配分（1単位・1.5単位併用）、質問機会の確保（授業間20分休憩）、午後時間帯の解放（選択科目の曜日配置、実習科目効率化）、授業開始時刻の後ろ倒し（9:40開始）、1日在校時間の短縮（1日最高4科目、最長17:20まで）、年度初頭の授業開始（後ろ倒し）や定期試験（分割実施）のスケジュール見直し、祝祭日振替授業/変則スケジュールの回避（1単位科目の曜日配置）等を実施した。このことにより、学生の授業/試験負担を軽減するとともに（また、教員による教授錯覚を矯正し）自学習を促し、学修者本位の教育に向けて従前の課題克服に取り組んだ。
- 新教育課程における時間的余裕を利用して、「コース・プログラム選択制」の新プログラムや定期試験フォローアップ講義など、先行学習（自由科目）や振り返り学習（補講）を推奨・支援し、学生の学修状況を考慮した授業科目を開講した。
- がん研究会有明病院との連携協定に基づき、病院薬剤師の仕事内容やがん治療の最前線について学ぶ「がん研・薬剤部見学会」への参加機会を学生に提供した。
- 災害医療センターとの連携協定に基づき、災害対応訓練への参加機会を学生に提供した。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【薬学部】履修認定制度（学部教授会が指定した技能審査等に入学前又は在学中に合格した場合は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる）を導入した（東京薬科大学学部学則第55条3、令和6年4月1日改正）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学「カリキュラム委員会」を廃止し、「合同教務委員会」（仮称）を設置することにより、必要に応じて薬学部教務担当者連絡会と生命科学部教務委員会による合同会議を開催することで効率的な運営を図るよう検討を開始した。

【薬学部】東京薬科大学薬学部薬学科設置に係る「設置計画履行状況報告書（アフターケア（AC）報告書）」（1年目）を文部科学省へ提出した。教育課程を含め、特段、指摘事項はなかった。

- 薬学部長から薬学部教務委員会に対して「薬学部留年率の具体的な改善策について」諮問され（薬学教委R6001号）、入学前教育～高学年・全体方針、実施計画、検証方法等について詳細な対応策が答申された（2025年3月13日付）。
- 成績評価の公正性を担保するために、従来の学生-教員間の個別対応に加え、卒業試験等の特定の試験だけでなく定期試験の結果などについても、学生が疑義照会する機会の充実を図り、疑義照会の手続きをルール化して広く運用することとした（2025年度開始予定）。

【薬学研究科】「東京薬科大学未来医療・共生社会創造人育成プロジェクト（BUTTOBE-NEXT）」に係る新規開講科目「トランスマラブルスキル養成特論Ⅰ（選択科目）」、「トラン

「スファラブルスキル養成特論Ⅱ（選択科目）」及び「トランスファラブルスキル養成演習（集中講義）（自由科目）」を博士課程のカリキュラムに組み入れることとした（2025年度運用開始予定）。

【生命科学部】化粧品関連分野（香粧品科学）における新規選択科目として「生命科学IX（コスメティックサイエンス）」（2年前期）を開講することとした（2025年度開始予定）。

- ・卒業コンピテンス・コンピテンシー調査を実施するとともに、付随するコンピテンシー・授業科目対応表を更新することとした（2025年度開始予定）。

基準5 学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

【薬学部】2024年度入学生からの1学科制（薬学科）移行を機に「入学者受入れの方針」を改定し、本学ホームページ、授業計画（シラバス）等で公表した（2024年度以降入学生）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【薬学部・生命科学部】入試広報活動を大幅に見直し、オープンキャンパス（各回メインテーマ設定）や入試ガイドブック（2分冊化）を刷新した（入試・広報センター）。また、本学ホームページ受験生サイトを改修した（広報委員会HP改修WG/入試・広報センター）。

【薬学部】山梨県との包括連携協定に基づき、「薬剤師の地域偏在課題への対策」及び「地域に貢献できる薬剤師等の人材育成」に資するため、2025年度入学生から新たに入学試験総合型選抜において「山梨県地域枠選抜（専願制）」を実施した。

【薬学研究科・生命科学研究科】2025年度入学生から新たに薬科学専攻修士課程と生命科学専攻博士前期（修士）課程の「大学院共通一般入学試験」を実施した。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

2024年度から留学生の在籍管理は国際課で行うこととなった。

【薬学部】2025年度入学定員充足率は約110%であり、収容定員に鑑みて概ね適正な入学者数であった。

【薬学研究科】薬科学専攻修士課程入学者は、大学院共通一般入試合格者17名のうち4名、2次募集合格者のうち1名、合計5名（定員5名）が入学した。薬学専攻博士課程は、1次募集合格者のうち10名、2次募集合格者のうち2名、合計12名（定員10名）が入学した。したがって、収容定員に鑑みて適正な入学者数であった。

【生命科学部】2025年度入学定員充足率は127%であり、収容定員に対してやや多い入学者数となつた。

【生命科学研究科】生命科学専攻博士前期（修士）課程入学者は72名（定員65名）、博士後期課程進学者は6名（定員10名）であり、後者の定員充足率に課題を残した。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【薬学部】2026年度入学試験に向けて新たに総合型選抜「茨城県・長野県地域枠選抜（専願制）」及び一般選抜A方式Ⅱ期を提案し、実施に向けて準備を行なった（薬学部入試検討委員会、アドミッション推進会議、教育研究審議会、理事会）。

【薬学研究科・生命科学研究科】文部科学省通知（学校教育法施行規則の一部を改正（法改正））に伴い、特に対応を急がれる「合否判定方法について」学力検査等の内容や試験問題に関する情報、合否判定の方法及び基準を明確に定めていることを学生募集要項に掲載し、遵守することとした。また、「合理的配慮について」は、その対応方法について薬学部の内容に準じ、募集要項に掲載し遵守することとした（2025年度運用開始予定）。

基準6 教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【薬学部】2024年度入学生からの男女共学1学科制（薬学科）年次移行に伴う学科教員の再編成を確認した。

- ・創薬科学に係る教育研究の強化（医薬品開発分野/バイオロジクス）を目的に、病態生理学教室を改組し、創薬基盤科学教室を設置した。
- ・学修支援を主な目的とする学生サービスの強化を図り、情報教育研究センターを改組し、総合学修教育センターを設置した。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

【薬学部】教育研究活動のスコアリング方式による「教員評価」を2024年度から正式に運用し、評価結果を吉田仲子記念賞（教育賞）の選考に利用した。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

学長主催「全学教育研究集会」において、高等教育に係る国の方針と支援、第4期機関別認証評価、ハラスマント防止・薬物乱用防止について情報共有した。

- ・新入教員に対して「学生指導に係るワークショップ」を実施した（FD実施委員会）。
- ・全学FDワークショップを開催した。

ワークショップ：研究室指導に活用可能な学生の能力を引き出すコーチング技能

講演：学生への合理的配慮について 芝浦工業大学・教授 浜野 学 先生

【薬学部】薬学部FD研修会を開催した。

講演：コアカリ改訂を機会に再度、薬学部の在り方を考える

帝京大学・名誉教授 小佐野 博史 先生

- ・八王子薬剤センター薬局における実務家教員の臨床研修を開始した。

【生命科学部】生命科学部FD研修会を開催した。

講演：生命科学部におけるLMSの歴史とこれからの方向性

生命科学部・准教授 森河 良太 先生

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「教授」及び「特任教授」という名称をそれぞれ「東京薬科大学教授会規程第3条第2項第8号を担当する教授、及び担当しない教授」として定義し直し、規程を整理した（2025年4月1日改正）。

【薬学部】学長からの「薬学部の教育研究体制再編」に係る指示を受け、「専門教室の教員構成」等について答申した（薬学部教授会）。

- ・教育研究体制の改編（教員配置の最適化）及び基礎薬学に係る教育研究の強化（解剖生理学分野）を目的に、関連する一部専門教室の改組について検討した（学長室、学部長室会）。
- ・教育研究体制の強化（臨床薬学分野）を目的に、大講座制の導入を含め、臨床薬学系教室の再構築と連携強化について検討した（学長室、学部長室会）。
- ・教育研究体制の改編（臨床薬学分野）を目的に、個別化薬物治療学教室の当該講座への改組について検討した（学長室、学部長室会）。
- ・臨床薬学に係る教育研究の強化（薬剤疫学分野/ビッグデータ）を目的に、臨床医療薬学センターを改組し、薬剤疫学講座を設置することとした。

【生命科学部】学長からの「生命科学部の将来構想」に係る指示を受け、「学部体制と人員計画」等について答申した（生命科学部教授会）。

- ・薬学部と共にフォーマットを用い、前年度のデータに基づいて教育研究活動のスコアリング方式による「教員評価」を試行した。結果を確認しつつ、教員評価の参考資料としての利用について検討することとした。

基準7 学生支援

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

- ・様々な理由により学習継続が困難な学生への修学支援として、学生情報の共有システム（GAKUEN）を構築し、学務部全体で対応する体制を整えた。
- ・コロナ禍以降、低調傾向にある学生自治活動を賦活化するため、学生自治会の再構築を図り、学生大会の開催や学園祭などの学生行事を支援した。
- ・学生の健康維持・増進に資する生活支援の一環として、学内全面禁煙を踏まえ、喫煙行為への指導と併せて禁煙を勧奨し、保健室による禁煙支援や禁煙を促す看板の増設を行った。
- ・学生大会からの要望に応え、防犯カメラの設置（盗難防止）、及び通学時バスダイヤの見直し・増便を行った。
- ・マグノリア100円朝食の再開、生協食堂の座席増設・更新など、生活環境の整備を進めた。
- ・東京都住宅供給公社（JKK東京）と連携協定を締結し、学生の住環境充実を図った。
- ・防災対策の一環として、発災直後を想定し、学生に半日分の食料・水などを配付して各自のロッカーに保管させた。
- ・就職支援の一環として、キャリアカウンセラーを育成して3名体制とし、2024年度卒業生の49.9%と個別面談を行った（キャリアセンター）。
- ・課外活動において顕著な成果を挙げた学生、あるいは社会貢献度の高い活動を行った学生を顕彰するため、特別課外活動奨励賞受賞候補者を募集した。その結果、6名（延べ9名）を表彰して奨励金を給付した。

- ・大学院生（博士（後期）課程）に対し、2024 年度からの「東京薬科大学未来医療・共生社会創造人育成プロジェクト BUTTOBE-NEXT」（JST-SPRING 事業）実施に伴い、インターンシップを拡充し、キャリア開発・育成コンテンツを充実させた。
- ・また、自己資金による大学独自の支援体制強化の一環として、当該プロジェクトに採択された大学院生に対し、研究室配分予算から一定額を個人の研究に資する予算執行を可能とした。
- ・2024 年度から国際課が留学生担当部署となり、留学生への学生支援を行った。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- ・関連の規定を見直し、運用の実態に沿うよう規定改正を行った。
 - 特別奨学生規程：薬学部の男女共学化に伴い、男子部・女子部の枠組みを廃止した。
 - 東京薬科大学各種奨励金規程：実態に即して奨励金を見直した。
- ・障がいのある学生に適切に対応できるよう規程を改正し、名称を変更した。
 - 東京薬科大学障害学生修学支援委員会規程 → 東京薬科大学障がい学生修学支援委員会規程
 - 東京薬科大学障害のある学生への修学等の支援に関する規程 → 東京薬科大学障がいのある学生への修学等の支援に関する規程
- ・学生大会からの要望に応え、学生部室棟全域に Wi-fi を設置することとした（2025 年度実施予定）。
- ・女性用衛生用品の自動販売機を設置することとした（2025 年度実施予定）。

基準 8 教育研究等環境

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

- ・教育研究等環境における安全性・利便性の向上及び省エネルギー化を目的に実施した教育 1・2 号館基礎実習室（5/6 部屋）、研究 4 号館 4・5 階、及び研究 1・2 号館のリニューアル工事が完了した（2024 年 6 月：工期 6 年）。
- ・教育 5 号館 1 階の 2 講義室を統合し、大講義室（330 席）に改修した。
- ・「在学生要望調査」の結果を受けて、インターネットアクセス回線をこれまでの 1 Gbps から 10 Gbps に増強し、情報通信インフラを整備した。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

近年の専門学術雑誌購読料高騰を受けて、当該出版社（Wiley、Springer Nature、Elsevier）と転換契約を結んだ（Elsevier は 2025 年 4 月運用開始予定）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

- ・研究棟に入退管理システムを整備し、学内の防犯カメラを増設して防犯対策・セキュリティを強化した。
- ・在学生要望調査の結果を受けて、図書館 3 階閲覧室の無線 LAN 接続ヒートマップを公開するとともに、無線 LAN 設備を増強して接続環境の改善を図った。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や安全保障等に係る法令・指針の遵守及び学内規程整備のため、「研究インテグリティ連絡会」を設置し、研究を安全に遂行するための情報共有システムを構築した。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- ・研究 1・2 号館の改修工事完了を受け、学内施設の有効活用を目指し、「キャンパス施設利用検討委員会」を設置した。また、共同機器配置マップ（設置場所）を含め、「共同機器利用の手引き」を更新することとした。
- ・費用対効果を勘案し、共同機器の購入や保守・修理の手続き、並びに研究成果の把握について検討することとした。
- ・喫緊の課題として、男女共学化による女子学生増加に伴うトイレ及びロッカー室等の増設・改修の準備を開始した。
- ・本学ホームページの改修を目的に、広報委員会 HP 改修 WG（事務局：入試・広報センター）を立ち上げた。

基準 9 社会連携・社会貢献

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

- ・山梨県との包括連携協定に基づき、「薬剤師の地域偏在課題への対策」及び「地域に貢献できる薬剤師等の人材育成」に資するため、2025 年度入学生から新たに入学試験総合型選抜において「山梨県地域枠選抜（専願制）」を実施した。また、高校生を対象とした科学イベント「東薬 in 甲府」を開催した。
- ・東薬祭において内閣感染症危機管理統括庁、及び AMR 臨床リファレンスセンターとの共催により薬剤耐性（AMR）対策普及啓発イベント「未来への課題、『薬剤耐性』～いま、できることはなんだろう～」を実施した。
- ・災害医療や災害薬事支援について学ぶ「災害薬事研修コース（Pharmacy Disaster Life Support: PhDLS）」（日本災害医学会）第6回東京@八王子 PhDLS プロバイダーコースの開催に協力した（2024 年 10 月）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- ・「薬剤師の地域偏在課題への対策」及び「地域に貢献できる薬剤師等の人材育成」に資するため、2026 年度入学試験から（山梨県枠に加えて）新たに総合型選抜「茨城県・長野県地域枠選抜（専願制）」を実施することとした。

- ・学校法人大乗淑徳学園が設置する淑徳中学高等学校、淑徳巣鴨中学高等学校、淑徳与野中学高等学校と教育連携を図ることとし、「実学を重視した教育を通じて、医療、創薬、プラネタリーヘルス分野で活躍する人材を育成する」ことを目的とした高大連携協定を締結した（2025年2月）。

基準 10 大学運営・財務（1）大学運営

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

薬学部長と生命科学部長の任期満了（2025年3月31日付）、及び改正私立学校法施行（2025年4月1日付）等を踏まえ、学部長任期について以下のとおりとした。

- ・学部長の任期は現行通り2年とし、再任の場合に重任できる回数を現在の1回（通算4年）から2回（通算6年）に延長することを主な目的として、学校法人東京薬科大学学部長任用規程を改正した。
- ・これに合わせて学部長候補者選挙管理委員会運営内規の見直しを行った。特に、学部長被選挙者届出用紙の所信欄について、候補者に選出された場合の学部長就任の意志、及び就任意志がある場合はその抱負を確実に記載することを促すため、説明文を改訂した。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

- ・第24期理事会の主要施策に基づいた各種事業への対応のため事務組織を改編した。
 - 大学広報業務：「学務部入試・広報センター」に統合した
 - 総務部広報課・情報企画課：「総務部法人企画課」と「総務部ICT推進課」に再編した
 - 学務部教学IR研究推進課：教学IR研究推進課「地域連携・史料館担当」に再編した
- ・事務局方針のもと、高い思考力・柔軟性を有した若手人材、また、業務に対する専門的能力を備え、即戦力となる経験者人材を採用し、これから複雑で多岐にわたる大学運営業務を担うための組織対応を講じた。

点検・評価項目⑤：大学運営を適かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るために方策を講じているか。

事務職員や教員を対象にSD研修会を開催した。

○全教育・事務職員対象 全学SD研修会「高大連携」（8月28日）

○事務職員対象 SD研修会「補助金」（12月23日）

○全教育・事務職員対象 全学SD研修会「SNSを取り巻く法律と注意点」（1月6日）

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

- ・中長期計画 TOUYAKU150 の中間見直しを行った。将来計画委員会を中心として事業項目ごとに進捗状況を評価し、行動計画を確認するとともに、5 年間の成果と経過を勘案してその内容を検討し直した。この後は一連の手続きを経て 2025 年度中に改訂版を公表することとした（2026 年度運用開始予定）。
- ・改正私立学校法施行（2025 年 4 月 1 日）を控え、理事会及び評議員会での決議を経て文部科学省に対して寄附行為の変更認可申請を行い、同省（文部科学大臣）より認可を得た（2025 年 1 月 30 日付）。また、これにより寄附行為に関連する諸規程を見直した。
- ・内部統制システムを整備してガバナンス体制の充実を図り、より透明性が高く、説明責任を十分に果たせる組織を目指し、その基盤を構築した。
以下の通り、関連の規程等を変更・改正・制定した。
 - [寄附行為]
学校法人東京薬科大学寄附行為（変更）、学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則（改正）
学校法人東京薬科大学理事選任規程（制定）、学校法人東京薬科大学評議員選任規則（改正）
学校法人東京薬科大学理事・評議員候補者選出管理規程（制定）
 - [内部統制システム整備]
学校法人東京薬科大学内部統制システム整備の基本方針（制定）
学校法人東京薬科大学監事監査規程（制定）、学校法人東京薬科大学理事会運営規程（制定）
学校法人東京薬科大学評議員会運営規程（制定）
学校法人東京薬科大学常任理事会規程（改正）
学校法人東京薬科大学リスク管理規程（制定）
学校法人東京薬科大学コンプライアンス推進規程（改正）
学校法人東京薬科大学コンプライアンス推進委員会規程（改正）
学校法人東京薬科大学における公益通報に係る調査手続等に関する規程（改正）
学校法人東京薬科大学内部監査要領（改正）
 - [その他ガバナンス体制強化]
学校法人東京薬科大学法人役員報酬等支給規程（改正）
学校法人東京薬科大学評議員報酬等支給規程（改正）
- ・法人執行部から予算編成の考え方として「特別事業予算、特別予算、一般予算の組み方」（予算折衝の改善策（案））が示され、2026 年度予算編成から適用することとした（理事会、2025 年 1 月 21 日開催）。
- ・大学を取り巻く様々なリスクに対応するため、体制を強化し、明確化するためにリスク管理委員会を設置することとした（2025 年度運営開始予定）。

基準 10 大学運営・財務（2）財務

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

前年度と変わらぬ実施状況とその適切性を確認した。

総括

本学では、中長期計画『TOUYAKU150』において「法人組織の強化」、「学生ファーストの教育・研究環境の充実化」、「財務強化戦略」、「地域貢献・社会貢献」、「国際交流」の5つの重点項目を明示することにより、大学の理念・目的を実現するうえで具体的な方向性を示している。2024年度は、重点項目の推進に向けて年次計画に落とし込まれた各種事業を着実に実行するために、上述のとおり、PDCAサイクルを機能させながら各大学基準に該当するレベルで大小様々な取り組みを行った。

基準1（理念・目的） 薬学部では2024年度1学科制入学生から改訂「教育研究上の目的」、「育成する人材像」、及び「3つのポリシー」を適用し、さらに改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を加味して教育課程や授業科目との一貫した整合性を明確にした。また、全学的な事業計画においては、薬学部研究1・2号館リニューアル工事の完成や創立140周年記念募金事業の終了等を受けて従前の重点事業7項目を再編し、“5本の柱”として設定した。

基準2（内部質保証） 前年度の自己点検・評価結果（点検・評価報告書2023）を受け、課題となっていたアセスメントプランの再構築に重点的に取り組んだ。そして、アセスメントテストの採用、評価指標の合理化、及び定量的観点の導入を試み、IR充実化への環境整備に繋げた。一方、大学機関別認証評価（2027年度受審予定）を、外部からの批判と捉えてその防御に終始するのではなく、日常の点検・評価では及ばない改善・向上への見直しの機会として有効に活用するため、全学的な「内部質保証活動の一層の浸透」を次年度の重点目標に掲げることとした。

基準3（教育研究組織） 全学的な研究支援体制の更なる充実に向けて研究推進機構を再編した。エグゼクティブ・アドバイザーを配置し、総合先端研究部門（臨床薬学研究センター、未来創薬研究所、プラネタリーヘルス研究コア）、研究施設・機器管理部門、イノベーション推進部門を設置した。薬学部では2024年度入学生から男女共学1学科制（薬学科）へ移行した。

基準4（教育課程・学習成果） 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」（文部科学省）の認定を得、本学における情報教育の体系的な取り組みを確認した。薬学部では、改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した新教育課程を開始し、学生の多様な学びを尊重する「コース・プログラム選択制」を導入した。また、学習時間についても学生が主体的に管理できるよう、必修科目数を削減するなど、学生の授業/試験負担を軽減するとともに自学習を促し、学修者本位の教育に向けて従前の課題克服に取り組んだ。なお、1学科制移行に伴う薬学部薬学科設置に係る「設置計画履行状況」について、文部科学省から特段の指摘事項はなかった。生命科学部では、学生の関心が高い化粧品関連分野（香粧品科学）における新規科目として「コスメティックサイエンス」を開講することとした。

基準5（学生の受け入れ） 薬学部では、新たに入学試験総合型選抜において「山梨県地域枠選抜」を実施し、2026年度には「茨城県・長野県地域枠選抜」及び一般選抜A方式Ⅱ期を導入することとした。また、大学院修士課程では薬科学専攻と生命科学専攻との「大学院共通一般入学試験」を実施した。入学定員充足率は、両学部・大学院ともに概ね適正であったが、生命科学研究

科博士後期課程の入学者数は定員を下回り、課題を残した。なお、2024年度から、大学広報業務を学長を中心とする実施体制に一元化し、オープンキャンパスや入試ガイドブック、ホームページ受験生サイト等を含め、入試広報活動を大幅に見直した。

基準6（教員・教員組織） 薬学部では、先行するカリキュラム改革と連動し、教育改革の一環として基礎・臨床薬学系教室の再構築及び連携強化に着手した。専門教室の改組・統廃合、教員配置の最適化、大講座制の導入等を進め、さらに教育研究に加え、学生の学修支援を強化するために、学内から教員を募り教育センターを組織した。また、学長からの指示に基づき、両学部それぞれで教員及び教員組織に係る計画あるいは将来構想について意見をまとめた。

基準7（学生支援） 学修者本位の教育を反映し、学生の多様な学び・学び方を支持するために、学習継続が困難な学生や障がいのある学生、留学生等への支援を含め、多様なニーズに応え、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、修学・生活・就職に係る様々な学生支援に取り組んだ。大学院博士（後期）課程学生に対しては、「東京薬科大学未来医療・共生社会創造人育成プロジェクト BUTTOBE-NEXT」（JST-SPRING事業）に拠る支援に加え、自己資金による大学独自の研究支援体制を強化し、本学のブランドとしての「高度大学院教育」に資する新たな支援に取り組んだ。

基準8（教育研究等環境） 5年の歳月を経て薬学部教育・研究棟のリニューアル工事が完成した。学生の快適な居場所を確保し、先進的な教育・研究環境を備えた長寿命で環境に配慮したキャンパスづくりを目指した。省エネルギー化を図り、利便性と安全性の向上を重視し、防犯対策・セキュリティ強化に努めた。また、男女共学化やカリキュラム大改訂に伴い、女子トイレ・ロッカー室の増設、情報通信インフラの整備、大講義室の改修、バス運行スケジュールの変更など、教育改革の推進を環境整備の側面から支持した。一方、研究面においては「研究インテグリティ連絡会」を設置し、研究倫理や安全保障等に係る法令・指針の遵守及び学内規程の整備を図った。

基準9（社会連携・社会貢献） 非大都市圏における薬剤師不足の解消に向けた社会貢献の一環として、薬学部がない山梨県、長野県、茨城県を対象として本学薬学部入学試験に「地域枠選抜」を設定した。すでに包括連携協定を締結している山梨県については「薬剤師の地域偏在課題への対策」及び「地域に貢献できる薬剤師等の人材育成」に資するため、先行して同入学者選抜を実施するとともに、県と県薬剤師会・病院薬剤師会と連携しながら科学イベント「東薬in甲府」を開催した。また、薬学部が連携医療機関ネットワークを介して取り組む重点課題「がん治療・感染症・災害医療」と関連し、薬剤耐性対策普及啓発イベントや災害薬事研修コースの開催に協力した。

基準10（大学運営・財務） 改正私立学校法の施行を控え、寄附行為並びに関連する諸規程を見直した。本法律改正は、私立学校が実効性を伴うガバナンス改革を推進するための制度を構築し、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を図り、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理して「建設的な協働と相互けん制」を確立することに主眼を置いている。そこで、理事の職務執行、及び学校法人業務の適正を確保するために「内部統制システム」を整備し、ガバナンス体制の充実化を進め、組織として十分な説明責任を果たすための基盤を構築し

た。その一方で、中長期計画 TOUYAKU150 の中間見直しを実施し、大学運営の適切性について点検・評価するとともに、更なる改善・向上を図った。そして、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立し、充実した教育研究経費を充当していることを確認した（教育研究経費比率：44.3% vs. 全国平均 36.1%）。

これらの取り組みは、総じて年次事業計画の遂行に寄与した。なかでも、改正私立学校法の施行を翌年に控え、大学運営におけるガバナンス改革が急務となるなか、関連の制度及び体制整備を滞りなく終えたこと、また、中長期計画や学長ビジョンに掲げて準備を進めてきた種々の取り組みを時宜を計って実現し、大学を取り巻く社会情勢が厳しさを増すなかでも本学が積極的に変革を求め、前進する姿勢を示したことは、2024（令和6）年度に象徴的な成果となった。

基準ごとに記したとおり、本学の理念・目的に適うポリシーを確認し、その実現に係る活動を検証する内部質保証システムの改善に取り組んだ。そのうえで、全学的な研究支援体制の更なる充実を図り、「3つの研究拠点」を立ち上げて研究推進機構を再編し、教育面では情報科学・AI教育に係る体制を整えた。特に薬学部では大掛かりな教育改革を断行し、男女共学1学科制90分授業へと移行した。そして、両学部で「多様な学び」を支持することで「学修者本位の教育」の実現を目指した。そのために、教員組織の再編に取り組み、将来構想について議論した。また、大学院博士課程学生の研究生活支援をはじめ、多方面から学生支援の充実を図った。薬学部では教育・研究棟リニューアル工事を完成させて、教育研究等の環境整備を進めた。さらに、入学者選抜と連動して薬剤師の地域偏在課題への対策に資するため、社会貢献・地域連携の一環として薬学部入学試験に「地域枠選抜」を導入した。

こうした一連の成果は、また、長年の課題である「東薬のブランドメッセージ」について議論するための裏付けとなる題材を提供した。残念ながら現時点では、東薬のブランドとして「3つの研究拠点と高度大学院教育」を掲げ、開放的で型にはまらず「多様性を尊重する気風」を東薬らしさ、そしてそれを受け容れる「大らかさ」が東薬の良さである、と受験生向けに発信するに留まっている。やはり、東薬を強く印象付けるアイテムが未だ出揃っていない。誰もが納得する、実態を伴ったブランドメッセージの獲得に向けて、次の段階に踏み出す準備を切れ目なく進めることが肝要である。

今後、これまでの成果を実質化し、実績を重ねつつ新たな取り組みに着手することになる。中長期計画 TOUYAKU150（2021～2030年）も折り返し地点を迎えて中間見直しを行い、後半期の事業計画がまとまりつつある。その実施にあたり留意すべきは実効性であり、また、効率である。形式に拘り過ぎて思考の柔軟性を損なうことなく、また書類作成等で疲弊することのないように注意が必要である。現場レベルでは、実質を伴わないPDCAサイクルに振り回されず、即応的な意思決定のためにはOODA ループを考慮するなど、特性を理解した上で目的に合った方略の使い分けが求められる。変化の激しい社会情勢を背景に、5年間という時間の長さに対しても実効性を伴って対応できる企画・立案システムを確立できるかどうかは極めて重要な課題である。

最後に、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（中央

教育審議会、2025年2月21日）では、知の総和を向上するために、教育研究の「質」の高度化はもとより、急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化にも言及しており、大学を取り巻く厳しい現状が窺い知れる。教育研究活動を中心に安定した大学運営を遂行するためには、中長期の財政計画を適切に策定し、必要かつ十分な財務基盤を確立し、確實に実行していくことが求められる。また、選ばれる大学であり続けるためには、厳しさを伴う取り組みや難しい決断を迫られる局面も想像される。時機を逸することなく英断を下す指導力と全学的な協力体制の更なる強化が望まれる。

以上、総合的な自己点検・評価の結果として、2024年度は、大学基準に照らして良好な状態に大学を管理・運営し、その取り組みは概ね適切であったと評価した。

外部委員による評価

例年どおり2024年度も定期的に委員会を開催し、継続して自己点検・評価を実施してきたことが認められる。また、評価基準を広く設定し、それぞれに係る取り組みを具体的に検証しながら網羅的に作業を進め、報告書をまとめて1年間の活動を総括していることも高く評価できる。そのうえで敢えて指摘するならば、2024年度はこれまで進めてきた中期計画を予定どおりに完成させたが、それによってもたらされる効果について改めて議論し、改善から向上へと繋げる新たなステップを指示示すことで、まとめ上げた報告書に深みが増すと考える。“自己点検・評価の継続性”をさらに役立てるためにも、もう一步踏み込んでみては如何であろうか。

今後は、内部質保証の更なる実質化が求められる。大学は、国が示す高等教育政策を注視しつつ自律的に高度化を目指す。しかし、必要に応じて関連団体等と連携して政策提言に関わるなど、政策当局とも接点を持って社会との相互関係のなかで成長していくことを期待する。

（2025年度 自己点検・評価、内部質保証拡大委員会）

新型コロナウイルス感染拡大に対する取り組みについて

新型コロナウイルス感染症は2023年5月には「5類感染症」（感染症法）に位置付けられ、本学においても2023年度末までに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた東京薬科大学の活動指針を「レベルO（通常どおり）」に引き下げるとともに、関連の各種対応や規則（TOUYAKUルール）等を廃止した。その後の感染状況については、2024年度後期には感染者の発生が激減し、ほぼ収束状態となった。したがって、基本的な感染症防止対策（うがい・手洗いの励行など）を継続しつつも、全学的に概ねコロナ禍前の生活を取り戻した（薬学部においては教務上の理由からオンライン授業を大幅に併用した）。一方、感染が再燃した場合には迅速に対応できるよう、感染症危機管理対策本部及び保健室を中心として、引き続き感染症に関する学内外の情報収集等を行った。また、管理棟施設に開設したPCR検査センターでは、学内における感染者の発生抑制及び感染拡大防止のため、また、近隣地域の住民等からの要望に応じてPCR検査を実施し、学内のみならず地域における感染拡大防止など、地域貢献・社会貢献に資する取り組みも継続して行った。

以上